

指定訪問介護等重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、東京都条例および北区介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）実施要綱の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社エムアンドエムコーポレーション
主たる事務所の所在地	〒114-0034 北区上十条2丁目21番4号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 荒木鉄郎
設立年月日	平成14年4月22日
電話番号	03-5963-3777

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	エムエム介護サービス	
サービスの種類	訪問介護、北区介護予防・日常生活支援総合事業	
事業所の所在地	〒114-0034 北区上十条2丁目21番4号	
電話番号	03-5963-3777	
指定年月日・事業所番号	平成14年6月1日指定	1371701739
管理者の氏名	荒木正夫	
通常の事業の実施地域	北区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護または要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス、または総合事業による訪問型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法及び関係法令その他の諸規程並びにこの契約の定めに基づき、関係する区市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護、または総合事業の提供するサービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助、日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など
③ 通院等のための乗車または降車の介助	通院や外出のため、訪問介護員等が運転する車両への乗車または降車の介助とあわせて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助や、通院先もしくは外出先での受診等の手続きや移動等の介助を行います。（ただし、総合事業については当該サービスは対象外です。）

5. 事務所営業日時、及びサービス提供日時

事務所営業日時	月曜日から土曜日まで ただし、日曜日、祝日、及び年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。 営業時間 月～金曜日 9時～18時 土曜日 9時～17時
サービス提供日時	月曜日から日曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。 サービス提供時間 原則 8時～20時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 1人 非常勤 3人
実務者研修修了者 旧介護職員基礎研修課程修了者・旧ヘルパー1級	常勤 1人 非常勤 2人
介護職員初任者研修課程修了者・旧ヘルパー2級	常勤 0人 非常勤 13人
北区生活援助員	常勤 0人 非常勤 1人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	
訪問事業責任者の氏名	荒木 正夫

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払い頂く「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険給付及び総合事業（以下「介護保険給付等」といいます。）の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担 【１割】 ※（注２）参照	利用者負担 【２割】 ※（注２）参照	利用者負担 【３割】 ※（注２）参照
身体介護 中心型	20分未満	1,858円	186円	372円	558円
	20分以上30分未満	2,781円	279円	557円	835円
	30分以上1時間未満	4,411円	442円	883円	1,324円
	1時間以上1時間30分未満	6,463円	647円	1,293円	1,939円
	1時間30分以上	30分増すごとに 934円を加算	30分増すごとに 94円を加算	30分増すごとに 187円を加算	30分増すごとに 281円を加算
身体介護に引き続き 「生活援助中心型」 を算定する場合		20分以上45分未満 のサービスが増すご とに741円を加算	20分以上45分未 満のサービスが増 すごとに75円を 加算	20分以上45分未 満のサービスが増 すごとに149円を 加算	20分以上45分 未満のサービス が増すごとに 223円を加算
		45分以上70分未満 のサービスが増すご とに1,482円を加算	45分以上70分未 満のサービスが増 すごとに149円を 加算	45分以上70分未 満のサービスが増 すごとに297円を 加算	45分以上70分 未満のサービス が増すごとに 445円を加算
		70分以上のサービス が増すごとに2,223 円を加算	70分以上のサー ビスが増すごとに 223円を加算	70分以上のサー ビスが増すごとに 445円を加算	70分以上のサー ビスが増すごと に667円を加算
生活援助 中心型	20分以上45分未満	2,040円	204円	408円	612円
	45分以上	2,508円	251円	502円	753円

【加算】 以下の要件を満たす場合、前頁 8 の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 【1 割】 ※(注 1)参照	利用者負担 【2 割】※ (注 1)参照	利用者負担 【3 割】※ (注 1)参照
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合(1 月につき)	2, 280 円	228 円	456 円	684 円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、 緊急にサービスを提供した場合(1 回 につき)	1, 140 円	114 円	228 円	342 円
早朝	早朝（6 時～8 時）にサービス 提供する場合	上記基本部分の 25%			
夜間	夜間（18 時～22 時）にサービ ス提供する場合	上記基本部分の 25%			
深夜	深夜（22 時～6 時）にサービ ス提供する場合	上記基本部分の 50%			
介護職員等 処遇改善 加算Ⅰイ※	当該加算の算定要件を 満たす場合（1 回につき）	所定単位数の 27. 0%			
介護職員等 処遇改善 加算Ⅰロ※		所定単位数の 28. 7%			
介護職員等 処遇改善 加算Ⅱイ※		所定単位数の 24. 9%			
介護職員等 処遇改善 加算Ⅱロ※		所定単位数の 26. 6%			
介護職員等 処遇改善 加算Ⅲ※		所定単位数の 20. 7%			
介護職員等 処遇改善 加算Ⅳ※		所定単位数の 17. 0%			

(注 1) 「身体介護中心型」および「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に 2 人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、前項 8 の(1)の基本利用料の2 倍の額となります。前項 8 の(1)の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注 2) 前頁 8 の本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（北区の被保険者について適用します。）

要支援者または基本チェックリストにより事業対象者とされたとき、提供するサービスの内容のうち、予防訪問サービスにあつては①、いきいき生活援助サービスにあつては②のサービスを提供します。

① 予防訪問サービス

【基本部分】

サービスの内容 (1回につき) (60分以内)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担 【1割】 ※(注2)参照	利用者負担 【2割】 ※(注2)参照	利用者負担 【3割】 ※(注2)参照
予防訪問サービス ※専門職（訪問介護員等）によるサービス提供 【標準的な内容の訪問型サービス】	要支援1：週1回 (月5回上限) 週2回 (月10回上限)	3,271 円	328 円	655 円	982 円
	要支援2：週1回 (月5回上限) 週2回 (月10回上限) ※必要に応じて週3回が可				
	事業対象者：週1回 (月5回上限)				
サービスの内容 (1回につき) (60分以内)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担 【1割】 ※(注2)参照	利用者負担 【2割】 ※(注2)参照	利用者負担 【3割】 ※(注2)参照
予防訪問サービス ※専門職（訪問介護員等）によるサービス提供 【生活援助中心である場合】	要支援1：週1回 (月5回上限) 週2回 (月10回上限)	2,508 円	251 円	502 円	753 円
	要支援2：週1回 (月5回上限) 週2回 (月10回上限) ※必要に応じて週3回が可				
	事業対象者：週1回 (月5回上限)				

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件		加算額		
		基本利用料	利用者負担 【１割】※ (注２)参照	利用者負担 【２割】※ (注２)参照	利用者負担 【３割】※ (注２)参照

初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)		2,280 円	228 円	456 円	684 円
介護職員等 処遇改善 加算Ⅰイ※	当該加算の 算定要件を 満たす場合 (1回につき)	所定単位数の 27.0%相当	877 円	88 円	176 円	264 円
介護職員等 処遇改善 加算Ⅰロ※		所定単位数の 28.7%相当	934 円	94 円	187 円	281 円
介護職員等 処遇改善 加算Ⅱイ※		所定単位数の 24.9%相当	809 円	81 円	162 円	243 円
介護職員等 処遇改善 加算Ⅱロ※		所定単位数の 26.6%相当	866 円	87 円	174 円	260 円
介護職員等 処遇改善 加算Ⅲ※		所定単位数 20.7%相当	672 円	68 円	135 円	202 円
介護職員等 処遇改善 加算Ⅳ※		所定単位数の 17.0%相当	558 円	56 円	112 円	168 円

(注1) 上記の基本利用料は、北区で定める金額です。なお、金額の改定があった場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

② いきいき生活援助サービス

【基本部分】

サービスの内容 (1回につき) (60分以内)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担 【1割】 ※(注2)参照	利用者負担 【2割】 ※(注2)参照	利用者負担 【3割】 ※(注2)参照
いきいき 生活援助 サービス 研修修了者 (北区生活援助 員)等によるサ ービスの提供	要支援1:週1回 (月5回上限) 週2回 (月10回上限)	2,508 円	251 円	502 円	753 円
	要支援2:週1回 (月5回上限) 週2回 (月10回上限)				
	事業対象者:週1回 (月5回上限)				

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 【1割】※ (注2)参照	利用者負担 【2割】※ (注2)参照	利用者負担 【3割】※ (注2)参照
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	2,280 円	228 円	456 円	684 円

介護職員等 処遇改善 加算Ⅰイ※	当該加算の 算定要件を 満たす場合 (1回につき)	所定単位数の 27.0%相当	672 円	68 円	135 円	202 円
介護職員等 処遇改善 加算Ⅰロ※		所定単位数の 28.7%相当	718 円	72 円	144 円	216 円
介護職員等 処遇改善 加算Ⅱイ※		所定単位数の 24.9%相当	627 円	63 円	126 円	189 円
介護職員等 処遇改善 加算Ⅱロ※		所定単位数の 26.6%相当	672 円	68 円	135 円	202 円
介護職員等 処遇改善 加算Ⅲ※		所定単位数 20.7%相当	524 円	53 円	105 円	158 円
介護職員等 処遇改善 加算Ⅳ※		所定単位数の 17.0%相当	421 円	43 円	85 円	127 円

(注1) 上記の基本利用料は、北区で定める金額です。なお、金額の改定があった場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(3) 交通費

事業者が定める「通常の事業の実施地域」を超えた地点から訪問介護サービスに要した交通費を頂く場合があります。

交通費の金額	実費
--------	----

(4) キャンセル料

利用予定日の直前に利用者様の都合で、サービス提供をキャンセルまたは振替を希望された場合は、以下の通りキャンセル料を頂きます。

キャンセルまたは変更の連絡を頂いたタイミング	キャンセル料金
利用予定日の前日正午までに連絡を頂いた場合	発生しません
利用予定日の前日正午を過ぎて連絡を頂いた場合	1,000 円
当日の連絡、もしくは連絡を頂けなかった場合	2,000 円

(5) 支払い方法

上記(1)から(4)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを確認した後、差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座振替	サービスを利用した月の翌月以降の弊社指定日に、利用者様指定の口座で口座振替をさせていただきます。
銀行振込	サービスを利用した月の翌月の月末（休業日の場合は直前の営業日）までに、指定する口座にお振込下さい。 ※お振込の際にかかる手数料に関しては利用者様ご負担になります。

9. 介護保険の適用を受けないサービスについて

以下の場合は、別途契約に基づく保険外サービス（別紙、保険外サービス票の料金表の通り）を支払うものとする。

- （１） 職員が訪問した際、利用者様が不在でご家族等から搜索の要請を受けた場合。
- （２） 利用者様が通院、入院又は退院の際、職員の付き添いを事業者に要請した場合で介護保険の範囲外に該当するサービスを行った場合。
- （３） 利用者様が急病等により救急車を要請し病院に行く際、利用者様もしくは家族の要請で職員が救急車に同乗する場合。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医および家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 （家族等）	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員または地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）および区市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 苦情相談窓口

- （１） サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 03-5963-3777 担当者氏名 荒木 正夫
---------	----------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	北区介護保険課事業者支援係	電話 03-3908-1119 (月～金 8:30～17:15)
	北区健康福祉部 介護予防・日常生活支援担当課	電話 03-3908-9017 (月～金 8:30～17:15)
	東京都国民健康保険団体連合会	電話 03-6238-0177 (月～金 9:00～17:00)

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 訪問介護員の業務の範囲を超えたサービスの提供（別紙1）
- ② 医療行為および医療補助行為
- ③ 買い物代行時以外の金銭、預金通帳、カード、証書などを預かること
- ④ 利用者と従業者間での金銭の貸借

(2) 従業者に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員または地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）または当事業所の担当者へご連絡ください。

1 4. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画（BCP）を作成し研修および訓練を行います。また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

1 5. 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

- (1) 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合
- (2) 非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事ができない場合
- (3) 一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

1 6. 高齢者虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）に

よる虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

17. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修および訓練を実施します。また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画（BCP）に基づいて対応します。

18. ハラスメント防止対策

当事業所は適切な訪問介護業務等の提供を確保する観点から、職場関係者や利用者様とその家族等からの性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

別紙 1

介護保険による訪問介護員の業務の範囲外について

法令に基づく義務と業務の範囲（介護保険で利用できる範囲）は一般として利用者が日常生活を送る上で必要な生活援助、身体介護および、それと同じような業務となります。

（考え方は原則として、その居宅で当該利用者限定してその有する能力に応じ、自立した生活を営めるよう援助するサービスが介護保険の対象サービスとなります）

サービスの内容は多岐に渡っている為、逆に該当しないサービスの内容が厚生労働省から示されています。その内容は以下の通りです。

◎直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

「主として家族の利便に共する行為、または家族が行うことが適当であると判断される行為」

1. 利用者以外の者に係る洗濯、調理、買い物、布団干し
2. 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
3. 来客の応接（お茶、食事の手配等）
4. 自家用車の洗車、掃除 等

＊家事援助について、同居の家族等がある場合には、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該家族等が家事を行うことが困難であることが訪問介護の算定の条件になる。

「訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為」

1. 草むしり
2. 花木の水やり
3. 犬の散歩やペットの世話 等

「日常的に行われる家事の範囲を超える行為」

1. 家事、電気器具等の移動、修繕、模様替え
2. 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
3. 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
4. 植木の剪定等の園芸
5. 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

上記行為は介護保険の給付の範囲外の為、ご希望される場合は、内容により別途契約に基づく介護保険外サービス等での対応となります。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都北区上十条 2-21-4

法人名 有限会社エムアンドエムコーポレーション

代表者名 代表取締役 荒木 鉄郎

事業所名 エムエム介護サービス

説明者名 サービス提供責任者

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏 名

代理人 住所

氏 名

本人との続柄